

第3節 薬剤料

項目		主な要件	点数
使用薬剤料（所定単位につき15円以下の場合）	○	薬剤調製料の所定単位につき	1点
〃（所定単位につき15円を超える場合）	○	〃	10円又はその端数を増すごとに1点
多剤投与時の通減措置		1処方につき7種類以上の内服薬、特別調剤基本料A・Bの保険薬局の場合	所定点数の90/100に相当する点数

第4節 特定保険医療材料料

項目		主な要件	点数
特定保険医療材料	○	厚生労働大臣が定めるものを除く	材料価格を10円で除して得た点数

介護報酬（令和6年6月1日施行）

項目		主な要件、算定上限	単位数
居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費	○	《薬局の薬剤師の場合》	
① 単一建物居住者 1人		} 合わせて月4回まで(末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回&月8回まで)	518単位
② 単一建物居住者 2～9人			379単位
③ 単一建物居住者 10人以上			342単位
④ 情報通信機器を用いた服薬指導を行った場合			46単位
麻薬管理指導加算			100単位
医療用麻薬持続注射療法加算	－	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250単位
在宅中心静脈栄養法加算	－	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150単位
特別地域加算	－		所定単位数の15%
中山間地域等小規模事業所加算	－		所定単位数の10%
中山間地域等居住者サービス提供加算	－		所定単位数の5%